

現 行	第3章 緊急事態応急対策	修 正 案	第3章 緊急事態応急対策
第1節 基本方針	第1節 基本方針	第1節 基本方針	第1節 基本方針
<p>本章は、原子力事業者から、施設のハラメータ等が警戒事態（Alert）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合等に係る通報を受けた場合（警戒事象等）の対応、施設のハラメータ等が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合等（原災法第10条相当）に係る通報を受けた場合（特定事象）の対応及び全面緊急事態（General Emergency）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合等において、原災法第1.5条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合（緊急事態）の緊急事態応急対策について示したものである。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p><u>緊急時における判断及び防護措置実施の基準</u> (資料3-2-6) 参照</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）(資料3-2-3) 参照</p> <p>原子力災害対策特別措置法第1.5条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 ※ 原子力発電所において事故が発生してモニタリングボストへの1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率検出の通報を受けた場合、又はそれに先行する事象が検知されて通報を受けた場合を含む。</p>	<p>本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第1.5条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示したものである。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p><u>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</u> (資料3-2-6) 参照</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）の基準（資料3-2-3）参照</p> <p>原子力災害対策特別措置法第1.5条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 ※ 原子力発電所において事故が発生してモニタリングボストへの1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率検出の通報を受けた場合、又はそれに先行する事象が検知されて通報を受けた場合を含む。</p>	<p>・ EAL本編取り込みを受け、記載の簡素化</p> <p>・ EAL本編取り込みに伴う修正</p> <p>・ 第1章で定義したため削除</p>	<p>・ EAL本編取り込みを受け、記載の簡素化</p> <p>・ 第1章で定義したため削除</p>
<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、原子力事業者及び防災関係機関は相互に連絡連絡を行うものとする。</p> <p>1 事故発生情報等の通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、直ちに図3-2-1で示す連絡系統図に準じて、県（原子力安全対策課及び原子力セントラル）、原子力防災専門官、関係市町、その他防災関係機関に次に掲げる事項について第1報を通報するものとする。さらに、官邸（内閣官房）への連絡にも備えるものとする。</p> <p>なお、モニタリングボストで1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率が検出された場合には、通報様式（資料3-2-1）により、通報を行うものとする。</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、原子力事業者及び防災関係機関は相互に連絡連絡を行うものとする。</p> <p>1 警戒事態（Alert）等に係る通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から警戒事象発生等の通報を受けた場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、直ちに図3-2-1で示す連絡系統図に準じて、県（原子力安全対策課及び原子力セントラル）、原子力防災専門官、関係市町、その他防災関係機関に次に掲げる事項について第1報を通報するものとする。さらに、官邸（内閣官房）への連絡にも備えるものとする。</p> <p>なお、モニタリングボストで1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率が検出された場合には、通報様式（資料3-2-1）により、通報を行うものとする。</p>	<p>・記載位置の変更</p>	<p>52</p>

備考	修正案	現行	発生時刻
備考	修正案	現行	発生時刻
<p>イ 事故発生時の原子炉の状態 ロ 放射性物質の放出量 ハ モニタリングボスト等の指示値 ニ 風向、風速等の気象状況 ホ ト 当面執った対応措置 ヘ ト 放射性物質の放出量の予測 チ その他必要と認める事項</p> <p>また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事故の推移によっては随時迅速に通報するものとする。</p> <p>（2）県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力防災専門官、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が及ぶ可能性、緊急事態応急対策の準備等についての情報交換を行うものとする。</p> <p>（3）原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うこととともに、PAZを含む市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備などを実施する。また、PAZを含む市町に對し、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備などを実施する。</p> <p>（4）県は、原子力事業者及び国から通報を受けた事項について、必要に応じて関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>（2）県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合</p> <p>県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力発電所の状況を確認するものとする。</p>	<p>・E ALに地震等が含まれていることから修正 ・要因に係る記載を追加 ・放出前段階のため修正</p> <p>・放射性物質の放出に係る状況 モニタリングボスト等の指示値 風向、風速等の気象状況 当面執った対応措置 その他必要と認める事項</p> <p>また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事態の推移によっては随時迅速に通報するものとする。</p> <p>（2）県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力防災専門官、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が及ぶ可能性、緊急事態応急対策の準備等についての情報交換を行うものとする。</p> <p>（3）原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うこととともに、PAZを含む市町に對し、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備などを実施する。また、PAZを含む市町に對し、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備などを実施する。</p> <p>（4）県は、原子力事業者及び国から通報を受けた事項について、必要に応じて関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>（2）県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合</p> <p>県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力発電所の状況を確認するものとする。</p>	<p>イ 発生時刻 ロ 発生後の原子炉の状態 ハ 想定される要因 二 放射性物質の放出に係る状況 ホ モニタリングボスト等の指示値 ヘ 風向、風速等の気象状況 ト 当面執った対応措置 チ その他必要と認める事項</p> <p>また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事態の推移によっては随時迅速に通報するものとする。</p> <p>（2）県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力防災専門官、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が及ぶ可能性、緊急事態応急対策の準備等についての情報交換を行うものとする。</p> <p>（3）原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うこととともに、PAZを含む市町に對し、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備などを実施する。また、PAZを含む市町に對し、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備などを実施する。</p> <p>（4）県は、原子力事業者及び国から通報を受けた事項について、必要に応じて関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>（2）県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合</p> <p>県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力発電所の状況を確認するものとする。</p>	<p>イ 発生時刻 ロ 発生後の原子炉の状態 ハ 想定される要因 二 放射性物質の放出に係る状況 ホ モニタリングボスト等の指示値 ヘ 風向、風速等の気象状況 ト 当面執った対応措置 チ その他必要と認める事項</p> <p>また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事態の推移によっては随時迅速に通報するものとする。</p> <p>（2）県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力防災専門官、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が及ぶ可能性、緊急事態応急対策の準備等についての情報交換を行うものとする。</p> <p>（3）原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うこととともに、PAZを含む市町に對し、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備などを実施する。また、PAZを含む市町に對し、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備などを実施する。</p> <p>（4）県は、原子力事業者及び国から通報を受けた事項について、必要に応じて関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>（2）県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合</p> <p>県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力発電所の状況を確認するものとする。</p>
<p>2 特定事象発生情報等の通報連絡</p> <p>（1）原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、1.5分以内を中途として、図3-2-1で示す連絡系統図により、県をはじめ宮邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町、石巻警察署、石巻警察本部、石巻警署、関係市町、警察本部、事業者防災業者による記載に修正</p> <p>（2）施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に係る通報連絡</p> <p>（1）原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、1.5分以内を中途として、図3-2-1で示す連絡系統図により、県をはじめ宮邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町、石巻警察署、石巻警察本部、石巻警署、関係市町、警察本部、事業者防災業者による記載に修正</p>	<p>・緊急事態区分による記載に修正</p> <p>（2）施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に係る通報連絡</p> <p>（1）原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、1.5分以内を中途として、図3-2-1で示す連絡系統図により、県をはじめ宮邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町、石巻警察署、石巻警察本部、石巻警署、関係市町、警察本部、事業者防災業者による記載に修正</p>		

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策

現 行	修 正 案	備 考
<p>石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等同時に、特定事象発生通報様式（資料3-2-2）を用いて文書を送信するものとする。さらに、主要な機関等に対するその着信を確認するものとする。</p> <p>なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちにを行い、事象の概要、事象の今後の進展状況等について県をはじめ宮邸（内閣官房）、文部科学省、内閣府、所在市町及び県警本部に連絡することとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとする。</p> <p>③県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力規制委員会及び消防庁に通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性等についての助言を求めるものとする。また、この際、防護措置を的確に行うため、原子力施設周辺の地理的状況等を確実に伝えるものとする。</p> <p>④県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、P AZ内の住民避難が円滑に進むよう促すことなどについての助言を求めるものとする。また、この際、国からPAZを含む市町村並びに関係する指定地方公共機関及び関係する指定地方法行政機関に連絡するものとする。この際、国からPAZを含む市町に連絡された情報と同様の情報について、UPZを含む市町に連絡するものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<u>発生の確認と</u>原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちにを行い、事象の概要、事象の今後の進展状況等について県をはじめ宮邸（内閣官房）、関係市町、<u>警察本部</u>及び公衆に連絡することとされている。また、PAZを含む市町に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとする。</p> <p>③県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力規制委員会及び消防庁に通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性等についての助言を求めるものとする。また、この際、防護措置を的確に行うため、原子力施設周辺の地理的状況等を確実に伝えるものとする。</p> <p>④県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、<u>P AZ内の住民避難が円滑に進むよう促すことなど</u>についての助言を求めるものとする。また、この際、国からPAZを含む市町村並びに関係する指定地方法行政機関及び関係する指定地方法行政機関に連絡するものとする。この際、国からPAZを含む市町に連絡された情報と同様の情報について、UPZを含む市町に連絡するものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>・記載の適正化 ・意見 No.32 ・記載の適正化 ・意見 No.154 ・地理的状況に 係る伝達規定 を追加 ・発電所周辺の 地理的状況に 係る伝達規定 を追加 ・意見 No.155 ・文章中に取り 込み</p>
<p>⑤原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた県警察本部は、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署及び遠田警察署にその旨を通報するものとする。また、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署及び遠田警察署は、必要に応じて関係市町との通報連絡に当たるものとする。</p> <p>⑥原子力保安検査官等現地に配置された県の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する」ととされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町に連絡することとされている。</p> <p>緊急時における判断及び防護措置実施の基準 (資料3-2-6) 参照</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報 (特定事象発生通報) の基準 (資料3-2-3) 参照 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 （資料3-2-4）参照 通信連絡先一覧 (資料3-2-5) 参照</p>	<p>⑤原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた県警察本部は、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署及び遠田警察署にその旨を通報するものとする。また、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署及び遠田警察署は、必要に応じて関係市町との通報連絡に当たるものとする。</p> <p>⑥原子力保安検査官等現地に配置された県の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する」ととされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町に連絡することとされている。</p> <p>緊急時における判断及び防護措置実施の基準 (資料3-2-6) 参照</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報 (特定事象発生通報) の基準 (資料3-2-3) 参照 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 （資料3-2-4）参照 通信連絡先一覧 (資料3-2-5) 参照</p>	<p>・E A Lの本文 を取り込みに伴 う修正</p>

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	第3章 緊急事態応急対策
(2) 县のモニタリングステーション等で特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合	<p>(2) 县のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合</p> <p>①県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行うものとする。</p> <p>②連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとする。県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>3 関係市町、防災関係機関の通報連絡</p> <p>(1) 関係市町の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた関係市町は、直ちに県に通報連絡を行い当面とするべき措置についての助言を求めるとともに、管轄の警察署及び消防本部、宮城海上保安部に対し通報連絡を行うものとする。</p> <p>(2) 宮城海上保安部の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たるものとする。</p> <p>(3) 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた石巻地区広域行政事務組合消防本部は、直ちに所属消防署に通報し必要な指示を行うとともに、必要に応じ、関係消防本部及び関係市町と通報連絡を行うものとする。</p>
(2) 县のモニタリングステーション等により特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合	<p>(2) 县のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合</p> <p>・緊急事態区分による記載による修正</p> <p>・同上</p> <p>①県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行うものとする。</p> <p>②連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとする。県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>3 関係市町、防災関係機関の通報連絡</p> <p>(1) 関係市町の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた関係市町は、直ちに県に通報連絡を行い当面とするべき措置についての助言を求めるとともに、管轄の消防本部に対し通報連絡を行うものとする。また、必要に応じ、管轄の警察署及び宮城海上保安部に対し通報連絡を行うものとする。</p> <p>(2) 宮城海上保安部の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たるものとする。</p> <p>(3) 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた石巻地区広域行政事務組合消防本部は、直ちに所属消防署に通報し必要な指示を行うとともに、必要に応じ、関係消防本部及び関係市町と通報連絡を行うものとする。</p>

宮城県地城防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第3章 緊急事態対策

現 行	修 正 案	備 考
②県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。	②県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。	・意見 No.154
③県及び関係市町は、各自が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。	③県及び関係市町は、各自が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。	
④県は、防災関係機関との間ににおいて、原子力事業者及び国から通報・連絡をするなどするものとする。	④県は、防災関係機関との間ににおいて、原子力事業者及び国から通報・連絡をするなどするものとする。	
⑤県（災害対策現地本部）は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。	⑤県（災害対策現地本部）は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。	
(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡	(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等)	
①原子力緊急事態に至った場合、原子力規制委員会は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。県の災害対策現地本部は、国の原子力災害対策実施区域に係る関係市町の災害対策本部、緊急事態応急対策現地本部、緊急事態応急対策実施区域に係る関係市町の災害対策本部、原子力災害対策本部、原子力事業者その他の防災関係機関とともに、対策拠点施設等において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、医療関係情報の把握、モニタリング情報の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県の現地災害対策本部等が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。	①原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。県の災害対策現地本部は、国の原子力災害対策実施区域に係る市町村の災害対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村の災害対策本部、指定地方公表機関、原子力事業者その他の防災関係機関とともに、原則として対策拠点施設等において、原子力発電所の状況の把握、医療関係情報の把握、医療関係情報の把握、モニタリング情報の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県の現地災害対策本部等が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。	・緊急事態区分による記載に修正 ・記載順序の変更 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・OILによる対策区域に係る記載の修正 ・記載の適正化 ・記載の適正化
②県は、対策拠点施設等に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。	②県は、対策拠点施設等に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。	・記載の適正化
③原子力防災専門官は、対策拠点施設等はじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。	③原子力防災専門官は、対策拠点施設等において、必要な情報の収集・整理を行いうとともに、県及び関係市町をはじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。	・記載の適正化
5 一般回線が使用できない場合の対処	5 一般回線が使用できない場合の対処	
②県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。	②県は、対策拠点施設等に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。	原原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-EALER T等多様な手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。 関係市町に連絡するものとする。
③原子力防災専門官は、対策拠点施設等はじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。	③原子力防災専門官は、対策拠点施設等において、必要な情報の収集・整理を行いうとともに、県及び関係市町をはじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。	原原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-EALER T等多様な手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。 関係市町に連絡するものとする。

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策
現 行 第3章 緊急事態応急対策

第3節 事故発生初期の措置

1 県の活動体制

県は、原子力事業者から事故発生等の通報及び特定事象又は警戒事象等発生の通報を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定めた警戒態勢をとるものとする。
なお、本計画に特定の定めのない事項については、宮城県災害対策本部要綱によるものとする。

(1) 警戒配備体制

① 警戒配備

原子力災害に対する警戒が必要であると知事が認めた場合は、おおむね次の基準による配備に付き、第2節（情報の収集・連絡・緊急連絡体制及び通信の確保）に定めるところにより情報の収集及び通報連絡等に当たるものとする。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
警 戒 配 備	原子力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が発生し、又はそれに先行する事象が済知されたとき。	環境生活部原子力安全対策課・原子力セシナー、専務部危機対策課・管財課・広報課・東部地方振興事務所及び東部地方振興事務所・北部地方振興事務所・気仙沼地方振興事務所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。

警戒配備体制の組織及び所掌事務は図3-3-1のとおりとする。

② 特別警戒配備

原子力災害に対する警戒体制を強化する必要があると知事が認めた場合は、環境生活部長を本部長とする宮城県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、おおむね次の基準による配備に付き、情報の収集・連絡体制及び通信の確保の実施等に当たるものとする。

第3節 原子力災害警戒体制

1 県の警戒体制

県は、原子力事業者から事故発生等の通報を受けた場合又は警戒事態等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒体制をとるものとする。

(1) 緊急事態区分等の各段階における体制

① 事故故障等発生時

原子力発電所において事故故障等が発生し、原子力災害警戒配備体制をとり、第2節（情報の収集・連絡・緊急連絡体制及び通信の確保）に定めるところにより情報の収集及び通報連絡等に当たるものとする。

配備区分	事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	配 備 内 容
原子力災害警戒配備	図3-3-1の体制で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報を行う。	記載の適正化 記載の簡素化 記載の簡素化

② 警戒事態（Alert）等発生時

警戒事態等が発生し、原子力災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、原子力災害特別警戒配備体制をとる。この場合、表3-3-1に示す宮城県原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、連絡体制及び通信の確保の準備等に当たるものとする。

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

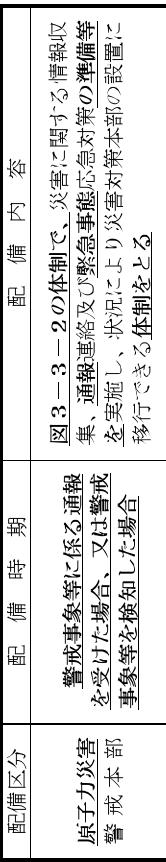
第3章 緊急事態応急対策

現 行

修 正 案

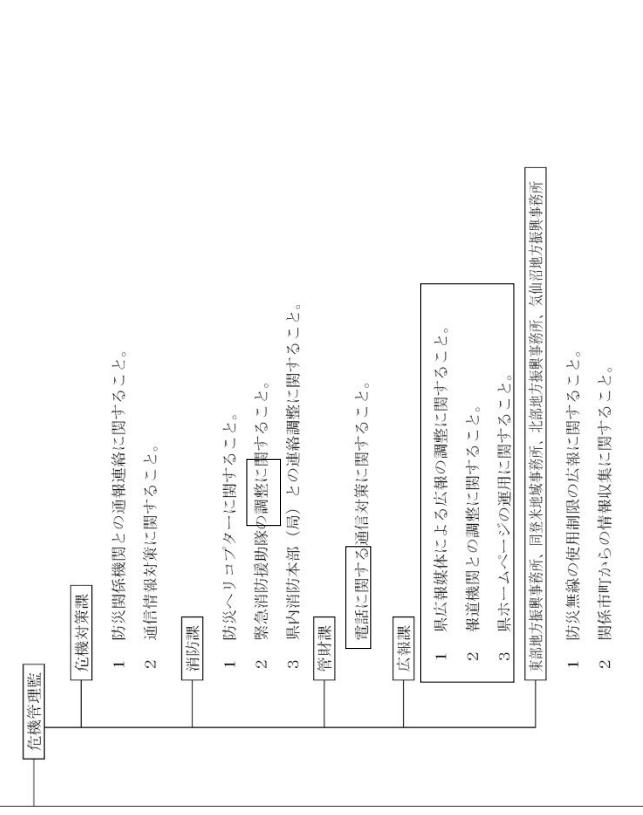
配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 時 期	配 備 内 容	備 考
警戒本部	施設のバーマータ等が警戒事態（Alert）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合等（原子力発電所のモニタリングボスト又は原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率が検出された場合を含む）	関係部（局）の主管課長補佐及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	原子力災害警戒本部	警戒事象等に係る通報を受けた場合、又は警戒事象等を検知した場合	<ul style="list-style-type: none"> 図3-3-2の体制で、災害に関する情報収集、通報連絡及び緊急事態応急対策の準備等を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。 記載位置の変更

図3-3-1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務

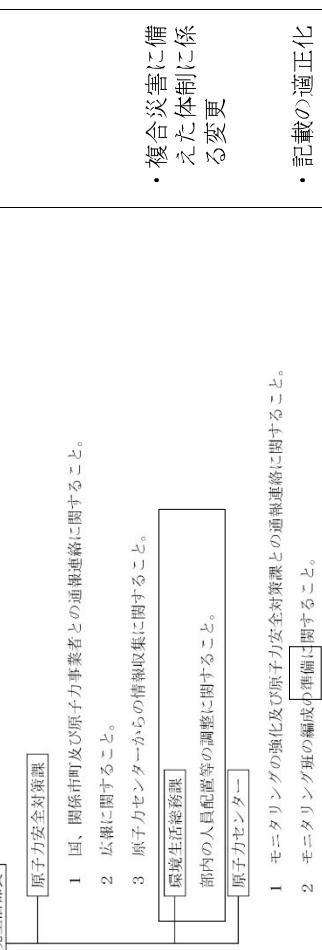


知事

記載位置の変更



環境生活部長



宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策

現 行	修 正 案	備 考
	<p>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</p> <pre> graph TD A[本部長(環境生活部長)] --> B[副本部長 危機管理監 環境生活部次長] A --> C[事務局次長 (危機対策課長・消防課長・広報課長・環境生活総務課長)] B --> D[事務局職員 危機対策係 1. 関係各部(局)との連絡調整に関すること。 2. 気象・海象に関する情報の収集に関すること。 3. 防災関係機関との通報連絡に関すること。 4. 通信情報対策に関すること。] B --> E[消防課 1. 防災ヘリコプターに関すること。 2. 緊急消防援助隊の連絡調整に関すること。 3. 県内消防本部(局)と連絡調整に関すること。] B --> F[管轄課 電話に関する通信対策に関すること。] B --> G[報道機関との調整に関すること。] B --> H[県ホームページの運用に関すること。] B --> I[斯ナフイ公式対策課 1. 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 2. 国、関係市町、原子力事業者等との通報連絡に関すること。 3. 原子力センターカーの指揮収集に関すること。] B --> J[環境生活総務課 部内の人員配置等の調整に関すること。] C --> K[現地要員 東部地方振興事務所、同登米地方振興事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所 1. 関係市町からの情報の収集及び伝達に関すること。 2. 防災関係機関との連絡調整に関すること。 3. 防災無線の使用制限に関すること。] C --> L[東部十木事務所、同登米地方振興事務所、北部十木事務所、気仙沼地方振興事務所 モニタリングの実施に関すること。] C --> M[連絡員 関係各部(局)において、宮城県災害対策本部の連絡員に充てられている職員 1. 関係各部(局)の災害応急対策実施の連絡に関すること。 2. 本部長からの指示等の伝達に関すること。] C --> N[その他の職員 関係部課(所)の灾害応急対策実施に関すること。] </pre> <ul style="list-style-type: none"> ・記載位置の移動 ・複合災害に備えた体制に係る変更 ・事務の修正 (当該課意見) ・事務の修正 (当該課意見) ・事務の修正 (当該課意見) ・複合災害に備えた体制に係る変更 ・事務局参集要員でないことを明確化 ・記載の簡素化 	<p>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</p> <pre> graph TD A[本部長(環境生活部長)] --> B[副本部長 危機管理監 環境生活部次長] A --> C[事務局次長 (危機対策課長・消防課長・広報課長・環境生活総務課長)] B --> D[事務局職員 危機対策係 1. 関係各部(局)との連絡調整に関すること。 2. 気象・海象に関する情報の収集に関すること。 3. 防災関係機関との通報連絡に関すること。 4. 通信情報対策に関すること。] B --> E[消防課 1. 防災ヘリコプターに関すること。 2. 緊急消防援助隊の連絡調整に関すること。 3. 県内消防本部(局)と連絡調整に関すること。] B --> F[管轄課 電話に関する通信対策に関すること。] B --> G[報道機関との調整に関すること。] B --> H[県ホームページの運用に関すること。] B --> I[斯ナフイ公式対策課 1. 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 2. 国、関係市町、原子力事業者等との通報連絡に関すること。 3. 原子力センターカーの指揮収集に関すること。] B --> J[環境生活総務課 部内の人員配置等の調整に関すること。] C --> K[現地要員 東部地方振興事務所、同登米地方振興事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所 1. 関係市町からの情報の収集及び伝達に関すること。 2. 防災関係機関との連絡調整に関すること。 3. 防災無線の使用制限に関すること。] C --> L[東部十木事務所、同登米地方振興事務所、北部十木事務所、気仙沼地方振興事務所 モニタリングの実施に関すること。] C --> M[連絡員 関係各部(局)において、宮城県災害対策本部の連絡員に充てられている職員 1. 関係各部(局)の災害応急対策実施の連絡に関すること。 2. 本部長からの指示等の伝達に関すること。] C --> N[その他の職員 関係部課(所)の灾害応急対策実施に関すること。] </pre> <ul style="list-style-type: none"> ・記載位置の移動 ・複合災害に備えた体制に係る変更 ・事務の修正 (当該課意見) ・事務の修正 (当該課意見) ・事務の修正 (当該課意見) ・複合災害に備えた体制に係る変更 ・事務局参集要員でないことを明確化 ・記載の簡素化

③警戒本部の組織及び分掌事務は表3-3-1のとおりとし、関係各課（室）所の所掌事務は図3-3-2のとおりとする。

（削除）

表3-3-1 県の警戒本部の組織及び分掌事務
現行

修 正 案				備 考
表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務				・記載の適正化
職名	充 当 職	職務	職務	・記載の適正化
本部長	環境生活部長	知事の命を受け、警戒本部の事務を統轄する。	本部長	環境生活部長 知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。
副本部長	危機管理監 環境生活部次長(報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	副本部長	危機管理監 環境生活部次長(報道責任者) 本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
事務局長	原子力安全対策課長	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を代理する。	事務局長	原子力安全対策課長 本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を代理する。
事務局次長	危機対策課長 消防課長 広報課長 東部地方振興事務所長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	事務局次長	危機対策課長 消防課長 広報課長 環境生活経済課長 事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	原子力センター所長	危機対策課・消防課・管財課・広報課、原子力安全対策課・東部地方振興事務所・東部地方振興事務所・登米地域事務所・仙台地方振興事務所・気仙沼地方振興事務所、北部地方振興事務所、原子力セシタ職員	危機対策課 消防課 管財課 広報課 原子力安全対策課 環境生活経済課 事務局職員	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 また、危機対策課、消防課、管財課、広報課は災害対策本部の設置準備に、原子力安全対策課は現地体制構築の準備に当たる。この際、環境生活経済課は部内の人員配置等の調整を行つ。
連絡員	関係部(局)における災害対策本部の連絡員	所属課において、事務局と所属部(局)との連絡調整事務を処理する。	現地要員	現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングセンターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。
その他職員	関係部課(所)配備職員	関係部課(所)における情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。	連絡員	災害対策本部の連絡員に充てられている職員

④ 警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。

(2) 自然災害による配備基準との関係

- 自然災害による配備基準との関係を追加
- 対策本部が自動設置されることから、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。
- 体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。
- その他、原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する規定との配備基準に

*原子力災害警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。

・記載の適正化

・自然災害による配備基準との関係を追加

・意見 No.13

新旧対照表（原子力災害対策編）

第3章 緊急事態対策

備考	備考	備考	備考	備考
現行	修正案	修正案	修正案	修正案
(2) 警戒配備体制の解除	発生した場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。 なお、緊急事態区分に該当しないものの、原子力規制委員会が別に定める情報収集事態（所在市町において震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合）においても、特別警戒本部体制のもとで情報収集を実施することとする。	番号繰り下げる 記載の適正化 記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化
①原子力災害警戒配備	県は、原子力災害の危険が解消したと認めたときは、原子力災害警戒配備を解くものとする。	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化
②特別警戒配備（警戒本部）	県は、原子力災害の危険が解消したと認めたらとき、又は災害対策本部が設置されたときは、原子力災害特別警戒配備を解き、原子力災害警戒本部を廃止するものとする。	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化
(3) 情報の収集	知事は、原子力災害の危険が解消したと認めたときは、緊急事態対策が完了したと認めたらとき、又は災害対策本部等が設置されたときは、特別警戒配備を解き、警戒本部を廃止するものとする。	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化
(4) 國に対する報告等	県は、原子力事業者から事故発生等の通報及び特定事象又は警戒事象等発生の通報を受けた場合は、国との連携を図りつつ原子力防災専門官、原子力事業者等から情報を得るなど、事故の状況の把握に努めるものとする。	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化
(5) モニタリングの開始	知事は、原子力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が検知されたときは、直ちに国に対して事故等の状況を報告するとともに、防護対策活動への移行に関する判断について助言を求めるものとする。	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化	・記載の適正化 ・記載の適正化
関係市町及び防災関係機関との連携	県は、原子力災害警戒体制をとった場合は、本章第6節に定めることにより、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を行ふこととする。	2 関係市町及び防災関係機関との連携	2 関係市町及び防災関係機関との連携	2 関係市町及び防災関係機関との連携
関係市町及び防災関係機関は、原子力事業者から事故発生等の通報があつたときは、直ちに県原子力センター及び原子力事業者に對し、第6節（放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動）に定めるところによるモニタリング班によるモニタリングの開始を指示するものとする。	・記載の適正化	・記載の適正化	・記載の適正化	・記載の適正化

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	修 正 案	第3章 緊急事態応急対策
き、又は県から緊急事態応急対策活動の準備要請等を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。	緊急事態活動の準備要請等を受けたときは、連携して対応に当たるため、直ちに活動体制を整えるものとする。	・目的を記載 ・意見 No.208 ・記載位置を移動
図3-3-1 県の警戒配備体制組織及び所掌事務		
警戒配備体制		
知事		
危機管理監		
危機対策課		
1 防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 通信情報対策に関すること。		
消防署		
1 防災ヘリコプターに関すること。 2 緊急消防援助隊に関すること。		
3 県内消防本部（署）との連絡調整に関すること。		
管財課		
通信対策に関すること。		
広報課		
報道機関との調整に関すること。		
東部地方振興事務所、同登米振興事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所		
1 防災無線の使用制限の状況に関すること。 2 関係市町からの情報収集に関すること。		
環境生活部長		
原子力安全対策課		
1 国、関係市町及び原子力事業者との通報連絡に関すること。 2 広報に関すること。 3 原子力センターからの情報収集に関すること。		
原子力センター		
1 モニタリングの強化及び原子力安全対策課との連絡連絡に関すること。 2 モニタリング班の編成に関すること。		

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策

現 行	修 正 案	備 考
<p>警戒本部（特別警戒班備）体制</p> <p>知事</p> <p>本部長（環境生活部長）</p> <p>副本部長（危機管理監）</p> <p>事務局次長（環境生活部次長）</p> <p>事務局次長（危機対策課長・消防課長）</p> <p>東部地方振興事務所長</p> <p>原子力セシナー所長</p> <p>事務局職員</p> <p>危機対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 関係各部（局）との連絡調整に関すること。 2 気象・海象に関する情報の収集に関すること。 3 防災測報機関との連絡に関すること。 4 通信情報対策に関すること。 <p>消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 防災ヘリコプターに関すること。 2 緊急消防援撃隊に関すること。 <p>3. 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。</p> <p>管財課</p> <p>通信対策に関すること。</p> <p>広報課</p> <p>広報にに関すること。</p> <p>原子力安全対策課</p> <p>原子力安全対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急待モニタリング体制の整備に関すること。 2 国、関係市町、原子力事業者等との通報連絡に関すること。 3 原子力センターからの情報収集に関すること。 <p>東部地方振興事務所、同登米地域事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 関係市町からのお情報の収集及び伝達に関すること。 2 防災測報機関との連絡調整に関すること。 3 防災無線の使用制限に関すること。 <p>東部土木事務所、同登米地域事務所、北部土木事務所、気仙沼土木事務所</p> <p>モニタリングの実施の協力に関すること。</p> <p>原仁力セシナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 モニタリングの実施に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 <p>連絡員</p> <p>関係各部（局）において、宮城県災害対策本部の連絡員に充てられている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 関係各部（局）の災害応急対策実施の連絡に関すること。 2 本部長からの指示等の伝達に関すること。 <p>その他の職員</p> <p>関係各部（所）配備職員</p> <p>関係各部（所）の災害応急対策実施に当すること。</p>	<p>図3-3-2 県の警戒本部組織及び所掌事務</p> <p>・記載位置の移動</p>	

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策
修正案 備考

第4節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 災害対策本部

①災害対策本部の設置基準

知事は、原子力発電所に事故が発生し、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合において必要と認めたときは、災害対策基本法第23条及び宮城県災害対策本部条例（昭和37年12月22日宮城県条例第32号）の規定に基づき、宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

②災害対策本部の配備体制

宮城県災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、原子力災害の防止及び被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、必要な配備体制を取るものとする。

災害対策本部の配備の区分、時期及び内容等の基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	配備内容
災害対策本部	1 施設の「ラメータ等」及び施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合（原災法第10条相当）	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の金力をあげて活動する態勢とする。
	2 原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について国からの指示・指導又は助言があつたとき。	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
	3 原子力緊急事態宣言が発出されたとき。	4 その他特に知事が必要と認めたとき。

③災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性にかんがみ、主要なものは、図3-4-1のとおりとし、本計画に特定の定めのないものについては、宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務によるものとする。

宮城県災害対策本部組織図（資料3-4-1）参照
宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務（資料3-4-2）参照

④災害対策本部事務局

第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立

1 県の緊急事態応急対策活動体制

(1) 災害対策本部の設置基準及び体制

①災害対策本部の設置基準

知事は、原子力施設の緊急事態区分が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）又は全面緊急事態（General Emergency）に至った場合で必要と認めたときは、災害対策基本法第23条及び宮城県災害対策本部条例（昭和37年12月22日宮城県条例第32号）の規定に基づき、宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

②災害対策本部の配備体制

宮城県災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、原子力災害の防止及び被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、必要な配備体制を取るものとする。

災害対策本部の配備区分、時期及び内容等の基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	配備内容
災害対策本部	1 特定事象発生に係る通報を受けた場合又は施設敷地緊急態勢を経験した場合	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の金力をあげて活動する体制となる。
	2 原子力事業者防災業務計画に上る原災法第15条に係る報告を受けた場合又は全面緊急事態を検知した場合	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
	3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合	4 その他特に知事が必要と認めた場合

③災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性にかんがみ、主要なものは、図3-4-1のとおりとし、本計画に特定の定めのないものについては、宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱等によるものとする。

宮城県災害対策本部組織図（資料3-4-1）参照
宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務（資料3-4-2）参照

④災害対策本部事務局

第3章 緊急事態対策

行

災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3-4-1及び表3-4-2のとおりとする。
本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。